



# 一畑百貨店発行の商品券の利用終了と 払戻しのお知らせ

株式会社一畑百貨店が令和6年1月14日（日）で閉店することに伴い、一畑百貨店にて発行しておりました各種商品券のご利用を以下の通りとさせていただきます。当該商品券をお持ちのお客様は、利用終了日までにお使い頂きますようお願い申し上げます。

|        |   |  |              |
|--------|---|--|--------------|
| 商品券名   | 一畑百貨店商品券  | 一畑百貨店発行の「全国百貨店共通商品券」   |              |
| 券面デザイン |  |  |              |
| 利用可能店舗 | 一畑百貨店ほか裏面に記載のお店   | 一畑百貨店  | 百貨店協会加盟の他百貨店 |
| 利用終了日  | 令和5年10月31日（火）   | 令和6年1月14日（日）   | 令和6年2月29日（木） |

※上記以外の一畑百貨店発行券をお持ちのお客様はお問合せ先にご相談下さい。

**一畑百貨店発行の「全国百貨店共通商品券」につきましては、一畑百貨店閉店後も引続き令和6年2月29日（木）まで、他の百貨店様でお使い頂けます。**

なお、上記期限までに使用されなかった商品券につきましては、資金決済に関する法律第20条第1項等の規定に基づき、下記の通り払戻しを実施させていただきます。お手数ではございますが、対象となる商品券をお持ちのお客様は、申出期間内にお申し出頂きますようお願い申し上げます。

|          |  |   |  |
|----------|--|---|--|
| 払戻を行う発行者 | 株式会社一畑百貨店  |   |  |
| 払戻の対象    | 一畑百貨店商品券   | 一畑百貨店発行の「全国百貨店共通商品券」                            |  |
| 払戻の申出期間  | 令和5年11月2日（木）～令和6年1月14日（日）<br>（注）この期間内に申出がない場合、当該払戻し手続きから除斥されますのでご注意ください。払戻手続きから除斥＝払戻しを請求する権利を消滅させること | 令和6年3月1日（金）～令和6年5月31日（金）                        |  |
| 申出方法     | 未使用商品券を、一畑百貨店商品券売場までご持参ください。（店舗までご持参が難しい方は問合せ先までご連絡下さい。郵送対応をご案内いたします。）                               | 郵送対応とさせていただきます。お問合せ先または、一畑百貨店のホームページにてご案内いたします。 |  |
| 払戻方法     | 当額面の金額を現金にて払戻しとなります。（郵送対応の場合はご指定の銀行口座へのお振込対応となります。）  | ご指定の銀行口座へのお振込対応となります。                           |  |

## お問合せ先

●令和5年7月19日から令和6年2月29日まで  
株式会社一畑百貨店 商品券係  
島根県松江市朝日町661番地  
TEL0852-55-2613  
午前10時～午後6時30分（店休日は除く）

●令和6年3月1日から令和6年5月31日まで  
株式会社一畑百貨店 商品券係  
島根県松江市朝日町661番地  
TEL0852-55-2500  
午前9時～午後5時（土日祝は除く）